

# 北京大野木FM・天津大野木マイツニュースレター

2011年10月号

2011年10月13日 担当:鈴木

## 控除期限超過の増値税発票の仕入れ控除について

増値税控除専用発票の税務局における認証について、認証期限を超過した場合でも一定の事由がある場合には、認証を受けられる措置を講じる新たな通知が公布されました。

今回新たに公布された通知は、『期限超過した増値税仕入税額控除用証憑の仕入税額控除についての公告』(2011年第50号) 2011年7月15日公布で、当該通知の概要は以下の通りです。

### 1. 増値税発票認証に関する原則

増値税の一般納税人が仕入れに係る増値税の税額控除を受けるためには、仕入れの際に取得した増値税控除専用発票を主管税務局で認証を受ける必要があります。また、当該認証は期限が定められており、2010年1月1日以降発行された増値税発票は、発行後180日以内とされています。期限を超過した場合には認証が受けられず、認証を受けていない発票に係る増値税額は税額控除ができず自社の負担となります。

(注) 2009年12月31日以前は認証期限は90日以内とされていました。

### 2. 新通知の内容

#### (1) 概要

2007年1月1日以降に発行された発票で税務局の認証又は照合を受けていないものにあっても、客観的原因により期限を超過して認証を受けることができない場合には、主管税務機関が審査し、その都度上級組織に報告の上、国家税務総局が認証及び照合し、一致するものについては増値税の仕入控除を受けることができることとなりました。

#### (2) 客観的原因とは

- ① 自然災害、突発的事件等不可抗力により控除期限を超過した場合
- ② 盗難又は郵便物の紛失等により期限を超過した場合
- ③ 司法、行政部門の業務執行により発票が押収されたことにより、納税義務者が通常の控除手続を行うことができなかった場合又はシステムの不具合により認証手続を行うことができなかったため、期限を超過した場合
- ④ 取引当事者間の経済紛争により発票が速やかに引き渡されなかった場合又は納税人の納税場所の変更により税務登記に時間を要したため、期限を超過した場合
- ⑤ 企業の税務担当者の死傷、重病又は無断退職により、業務の引継ぎを行うことができなかったため期限を超過した場合
- ⑥ 国家税務総局が定めるその他の場合

#### (3) 適用時期

当該公告は2011年10月1日施行。

### 3. まとめ

従来は、認証期限を超えた場合には控除不可となり、全額自己負担とされておりましたが、上記の通り客観的原因が存する場合には、救済される可能性が示されたことは納税者にとって好ましいことと言えます。

ただし、客観的原因の存在を証するのは納税者側であり、実務上どの程度の運用がなされるかは不明であるため、しばらくは当局及び納税者ともども手探りで手続を進めていかざるを得ない状況になることが予想されます。

ご質問、ご不明点等ございましたらお気軽にご連絡ください。

(完)